



平成20年度決算を承認

7月25日（土）に第103回通常組合会開催

平成21年10月から出産育児一時金の支給額を42万円に引き上げ

さる、7月25日（土）に第103回通常組合会が札幌全日空ホテルにおいて開催された。今回の議案は、出産育児一時金の支給に係る規約および規約取扱規則の一部改正、理事会専決事項の承認、平成20年度決算の承認および剰余金処分案の決定で、これらは原案どおり可決された。

以下、組合会の概要についてお知らせする。

なお、組規約および規約取扱規則の一部改正の詳細については、本誌平成21年9月1日付け：別掲の公告（道医国保公示第348号）を、また、平成20年度歳入歳出決算書・財産目録、事業報告書の詳細については、本誌9月1日付け：第1092号附録で公告（道医国保公示第350号）しているのでご参照いただきたい。

組合会は午後3時30分、堀江洋三組合会議長が議長席に着き開会され、議員定数64名中38名（最終出席者数40名、他に表決委任状提出者20名、代理出席1名）の出席があり成立した。

最初に、飯塚弘志理事長から挨拶があった。

飯塚弘志理事長挨拶

『今日は、全道各地から先生方には週末何かとお忙しい中、また、あいにくの悪天候のところご出席をいただき、誠に有り難うございます。

平素より組合会議員といたしまして当組合の事業運営に種々のご支援、ご尽力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

お陰様で平成20年度の事業につきましては、予定どおり終えることができました。

また、本年2月21日に挙行いたしました当組合の「創立50周年記念式典」では、猛吹雪で悪天候にもかかわらず多くの組合会議員の皆様にご臨席を賜り、式典等を無事終えることができましたことを改めて御礼を申し上げます。

さて、本日の組合会におきましては、既にご案内のとおり、平成20年度の収支決算の承認と、剰余金処分の決定等を主たる議題といたしております。

平成20年度の決算を見ますと、歳入では75歳以上の組合員やご家族が、後期高齢者医療制度に移行されたために、医療分保険料が大幅に減収となっておりますが、歳出におきましては、従来から当組合の大きな負担となっておりました老人保健医療費拠出金が、平成20年3月分の1ヶ月分となったために、支出を大幅に押さえることができました。そのため財産（積立金）の取り崩しをせずに支出を賄える決算となりました。

昨年4月から、高齢者医療制度がスタートし、今でも何かと問題が出ておりますこの制度ですが、来る



飯塚弘志理事長挨拶

8月30日の衆議院総選挙がございしますが、この結果によりまして制度が大きく見直しをされることも予想される状況になっております。

今後の動向には特に注意を払って対応していく必要があるかと考えております。

もう一つ昨年4月からスタートした「特定健診」におきましては、北海道医師会の協力により1,800を超える医療機関の参加をいただき、当組合といたしましても、健診受診率の初年度目標でございます15%を若干超えた15.98%ということで目標を達成することができました。

しかしながら他の都府県に比べますと、まだまだ遅れている状況でもありまして、また、特定保健指導には一切、手をつけることができておりません。

このことを本年度の課題とし、さらなる特定健診の受診率向上とともに、特定保健指導の実施体制の構築を図ってまいります所存でございます。

ただ、受診されますのは当組合の被保険者であります。

この点では組合会議員をはじめ組合員各位の一層のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

本日お諮りする各議案につきましては、慎重審議をいただきまして、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。組合会の開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。』



次いで、堀江議長から議事録署名議員として、次のとおり指名した。



畑俊一常務理事提案説明

札幌市:小野 英夫 議員、小樽市:大庭 久貴 議員
この後、平成20年6月から平成21年5月までの1年間
にご逝去された55名の組合員の方々のご冥福を祈り
黙祷が捧げられた。

報告事項に入り、本年4月から6月までの業務報告
が畑俊一常務理事からなされ、報告どおり承認され
た。

ここで議長は堀江議長から今 哲二副議長に交代
した。

議案第1号 北海道医師国民健康保険組合同約及び 規約取扱規則の一部改正について

畑常務理事が提案理由を説明し、審議に入り、規
約改正に係わるこの議案は、組合会議員定数の3分の
2以上(43名)の賛成を得て原案どおり承認可決され
た。

※組合同約および規約取扱規則の一部改正に係る
出産育児一時金等を、医療機関等に対して直接
支払いする制度と緊急の少子化対策としての国
から示された2年間の経過措置に関わる出産育
児一時金の支給額の改正の理由と内容は、次の
のとおりである。

出産育児一時金の支給額について、健康保険
法施行令等の一部を改正する政令が、平成21年
5月22日に公布・施行され、平成21年10月1日
から平成23年3月31日までの間の出産に係る出
産育児一時金に関する経過措置として出産育児
一時金の4万円の引き上げができるように改正さ
れたことにより、当組合の組合同約に「経過措
置」を附則に盛り込み、出産育児一時金につい
ての規約第17条の規定の適用については、同条
中「38万円」とあるのは「42万円」とするため、
組合同約(第17条)の附則を改正した。

また、出産育児一時金の支給申請に関わる規
約取扱規則の第12条(出産育児一時金の申請)
について、規約の附則第5項により規定された平
成21年10月から平成23年3月までの間の出産に
係る出産育児一時金に関する経過措置の期間に
おいては、規定する金額を上限として病院、診



千秋亨常務理事決算提案説明

療所または助産所において、支払機関である国
保団体連合会に医療機関が請求し、医療機関宛
に直接支払う制度も選択できる改正のために、
その手続き方法については、この場合、当該医
療機関等の請求金額が、規定する金額に満たな
いときは、組合員等が、その差額が発生した場
合についての申請手続き方法を分かりやすく
するために、ただし書きを追加し、その差額に
ついては当組合の様式第2号「出産育児一時金支給
申請書」により申請するものとする規約取扱規
則を改正した。

(改正施行の期日:平成21年10月1日)

(詳細は、別掲の「公示」を参照)

議案第2号 理事会専決事項につき承認を求め ることについて

- (1) 「固定資産の評価に関する事務取扱要綱の一
部改正について」
- (2) 「平成20年度歳入歳出予算の第3次補正につ
いて」
- (3) 「特定健康診査実施要領の一部改正につ
いて」
- (4) 「平成21年度自家診療特認医療機関の指定
について」

(1)の「固定資産の評価に関する事務取扱要綱の一
部改正について」、(3)「特定健康診査実施要領の一
部改正について」および(4)「平成21年度自家診療特
認医療機関の指定について」は畑常務理事、(2)「平
成20年度歳入歳出予算の第3次補正について」は千秋
亨常務理事からそれぞれ議案の提案理由を説明し、
審議に入り、理事会専決どおり承認可決された。

議案第3号 平成20年度歳入歳出決算について

歳入総額	1,901,063,046円
歳出総額	1,806,815,945円
歳入・歳出差引残額	94,247,101円

千秋常務理事が詳細な説明をし、その後、津田哲
哉監事から「内部監査」と公認会計士により実施さ
れた「外部監査」の監査報告が行われた。

審議の結果、理事者提案どおり承認可決された。

議案第4号 平成20年度歳計剰余金の処分について

歳入歳出差引剰余金	94,247,101円
準備積立金	0円
特別積立金	0円
別途積立金	64,247,101円
翌年度会計繰越金	30,000,000円

千秋常務理事が提案理由を説明し、上記の剰余金処分について理事者提案どおり承認可決された。

以上で予定された議案がすべて終了し、飯塚理事長から閉会の挨拶があり、第103回通常組合会は午後5時閉会となった。



津田哲哉監事監査報告

道医師国保組合公告

平成21年9月1日
道医国保公示第348号

北海道医師国民健康保険組合
理事長 飯塚弘志

出産育児一時金の支給額等の改正にともなう当組規約および規約取扱の一部改正について、平成21年7月25日(土)開催の第103回通常組合会において議決され、組規約の一部改正について北海道知事の認可を得たのでこれを公示する。

(平成21年8月5日付け北海道知事認可)

北海道医師国民健康保険組合規約
および規約取扱規則の一部改正

1. 改正の理由

出産育児一時金の支給額について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成21年5月22日に公布・施行され、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置として出産育児一時金の4万円引き上げができるように改正されたことに関わる当組規約の附則に経過措置を盛り込み、国から示された規約例どおりに組規約(第17条)の附則および規約取扱規則(第12条)の一部を改正するものである。

2. 改正の内容

(1) 組規約:第17条(出産育児一時金)の附則の一部改正

- 1) 平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置を附則に盛り込む。
- 2) 被保険者または被保険者であった者が、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に産したときに支給する出産育児一時金についての第17条の規定の適用については、同条中「38万円」とあるのは、「42万円」とする。

(2) 規約取扱規則:第12条(出産育児一時金の申請)の一部改正

- 1) 規約の附則第5項により規定された平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置の期間においては、規定する金額を上限として病院、診療所または助産所において、医療機関等への直接支払制度(平成21年5月29日、保発第0529007号厚生労働省保険局長通知)を利用することができる。
- 2) 前記の場合、当該医療機関等の請求金額が、規定する金額に満たないときは、組合員等は、その差額については当組合の様式第2号「出産育児一時金支給申請書」により申請するものとする。

3. 改正施行の期日

平成21年10月1日

北海道医師国民健康保険組合規約の一部改正の現行条文と改正条文

規約・現行条文	規約・改正条文
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第17条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員等に対し出産育児一時金として38万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によってこれに相当する給付を受けることができる場合には、その差額を支給する。</p> <p>中 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成21年1月1日から施行する。</p> <p>(規約の廃止)</p> <p>2 北海道医師国民健康保険組合規約(昭和34年2月1日)は廃止する。</p> <p>(役員等に関する経過規定)</p> <p>3 この規約施行の際現に理事、監事及び組合会議員である者は、それぞれこの規約の規定により選任されたものとみなす。ただし、その任期は、従前の例によるものとし、旧規約の規定により選任された日から起算するものとする。</p> <p>(組合員に関する経過規定)</p> <p>4 この規約の際現に組合員である者は、この規約の規定により加入したものとみなす。</p>	<p>附 則</p> <p>(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)</p> <p>5 被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第17条の規定の適用については、同条中「38万円」とあるのは、「42万円」とする。</p> <p>中 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約による附則第5項の規定については、平成21年10月1日から施行する。</p>

北海道医師国民健康保険組合規約取扱規則の一部改正の現行条文と改正条文

規約取扱規則・現行条文	規約取扱規則・改正条文
<p>(出産育児一時金の申請)</p> <p>第12条 規約第17条に規程する出産育児一時金は、様式第2号の申請書に、当該出生者の資格取得届(様式第15号)を添えて申請しなければならない。</p>	<p>(出産育児一時金の申請)</p> <p>第12条 規約第17条に規程する出産育児一時金は、様式第2号の申請書に、当該出生者の資格取得届(様式第15号)を添えて申請しなければならない。</p> <p>ただし、規約の附則第5項により規定された平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置の期間においては、規定する金額を上限として病院、診療所又は助産所(以下「医療機関等」という。)において、医療機関等への直接支払制度(平成21年5月29日、保発第0529007号厚生労働省保険局長通知)を利用することができる。この場合、当該医療機関等の請求金額が、規定する金額に満たないときは、組合員等は、その差額については様式第2号の申請書により申請するものとする。</p>

道医師国保組合公告

平成21年9月1日 道医国保公示第349号

北海道医師国民健康保険組合
理事長 飯塚弘志

北海道医師国民健康保険組合の組合会議員に異動があったので、次のとおり公示する。

◎退任された議員

杉元 紘 一（釧路市：平成21年7月31日 退任）

◎就任された議員

久島 貞 一（釧路市：平成21年8月1日 就任）

（任期：上記の組合会議員は、就任された年月日から前任者の残任期間である平成23年1月31日までとする。）

道医師国保組合お知らせ

平成21年9月1日から被保険者証が新しくなりました

北海道医師国民健康保険組合

本組合では、平成21年9月1日付けで被保険者証の更新を行っております。新しい被保険者証は、組合から組合員の皆様へ直接、郵送いたしておりますので、ご確認ください。

有効期限が平成21年9月30日までの被保険者証は、9月末日までに必ず所属の郡市医師会および医育機関医師会事務局へ返還してください。

なお、ご返還いただく被保険者証を紛失された場合は、「被保険者証紛失届」をご提出ください。

また、平成21年9月1日付けで交付いたしました被保険者証は、平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設されたことにより、被保険者証の有効期限が各被保険者ごとに異なります。

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

下記の被保険者の異動については、事実のあった日から14日以内に届出をしてください。

届出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響しますので、お早めに届出をお願いいたします。

記

◎ 資格取得（加入）＝出生、転入、社会保険離脱、准組合員（従業員）の雇用

【住民票（写し可）を添付】

◎ 資格喪失＝死亡、転出、社会保険加入、准組合員（従業員）の退職

【被保険者証を添付】

※届け出用紙は、各支部（所属の郡市医師会または医育機関医師会事務局）および組合ホームページからも入手できます。

組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

※届け出用紙の提出先は、各支部（所属の郡市医師会および医育機関医師会事務局）です。

北海道医師国民健康保険組合
〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目
TEL 011-271-7471 FAX 011-241-6414

社団法人 日本医業経営コンサルタント協会ならびに経営セミナー案内

ご挨拶

日本医業経営コンサルタント協会

北海道支部 支部長 永山 正人

社団法人日本医業経営コンサルタント協会は、厚生大臣（現厚労大臣）より社団法人として平成2年11月1日に設立許可を受けて発足し、現在会員数約2,700人を擁する組織です。その内、北海道支部は約70名の会員を有しています。

当協会は、(社)日本医師会、(社)日本歯科医師会をはじめとし、(社)日本病院会、(社)全日本病院協会、(社)日本精神病院協会、(社)日本医療法人協会、ならびに(社)日本医療福祉健康協会、(社)病院管理研究協会、日本医療管理学会等のご賛同を得て発足しています。(上記組織よりそれぞれ役員として参加していただいております。)

この淵源は医療機関に対する良質・高度な「医業経営コンサルタント」の必要性を説いた、厚生省「医業経営の近代化・安定化に関する懇談会報告」および厚生省「医療関連ビジネス検討委員会報告」にあります。本協会のいう「医業経営コンサルタント」とは、医療、介護、福祉にかかわる者からの依頼を受けて、外部の助言者として、依頼者の経営に関する現状分析、改善提案、実地支援、顧問活動等の業務を行う職業専門家であります。したがって、会員の皆様の医業経営安定化に役立つ組織と自負しています。

特に本協会は、会員倫理基準、医業経営コンサルタント倫理基準を厳しく規定しておりますので、安心して相談できるものと思います。

経営上のお困りの問題（経営全般、建築等）がありましたら、気軽に本協会をご利用いただければ幸いです。

間近に本協会の会員研修会を素晴らしいお2人の講師をお迎えし下記の要領にて行いますが、先生方ならびに関係者にも役立つ内容と思いここにご案内申し上げます。

医業経営セミナー「これからの医療提供と経営を考える」

日時 平成21年11月7日（土）14：00～18：00

場所 (株)モロオANNEX1 5F会議室 札幌市中央区北3条西15丁目

受講料 北海道医師会会員無料ご招待（ただし、FAXで11月4日までに登録をお願いいたします）

13:20～13:50 開場、受付

13:50～14:00 開会宣言・協会挨拶

14:00～16:00 ①講演 秋野 豊明 氏（医療法人 溪仁会 理事長）
演題「医療の変革期における病院経営—溪仁会の取り組み」

16:00～18:00 ②講演 仲野 豊 氏（株）メディカル・リード 代表取締役）
演題「2010年度診療報酬改定の動向と医療機関の経営について」

・日本医業経営コンサルタント協会 北海道支部
〒007-0867 札幌市東区伏古7条4丁目1-6 永山ファミリー歯科内
《申込み先》TEL. 011-783-5515 FAX. 011-783-5516

・日本医業経営コンサルタント協会（会長 松田 朗）
〒103-0004 東京都中央区東日本橋1-1-7 野村不動産東日本橋ビル3F
TEL. 03-5822-6996 FAX. 03-5822-6991

<input type="checkbox"/> 医業経営セミナーに参加します	お名前	
ご住所		
ご勤務先	TEL	

※切らずにFAXして下さい

F A X 011-783-5516